

自主判定結果公表規約

一般財団法人安全保障貿易情報センター
2024年4月1日

(目的)

第1条 この規約は、輸出貿易管理令別表第1（以下「輸出令別表第1」という。）の1から15の項までの該非判定について、企業が確実かつ責任をもって自主判定するため、法令の解釈を統一化することにより、輸出通関における信頼性の確保を図り、併せて企業が輸出令別表第1の1から15の項までのすべてに非該当と判定した貨物の型及び銘柄等を公表することにより、企業間の個別連絡、顧客からの問い合わせ及び通関等に関する事務処理軽減を図ることを目的とする。

(適用対象貨物)

第2条 この規約の適用対象貨物は、輸出令別表第1の1から15の項までに該当しないと判定した集積回路とする。なお、該非判定に際して、公表企業は、必ず当センター（以下C I S T E Cという。）が発行する最新の輸出管理品目ガイダンス（以下ガイダンスという。）等に基づいて判断するものとする。

(公表企業)

第3条 公表を希望する企業は、第4条に定める手続きによりC I S T E Cに対し公表企業登録依頼を行い、公表企業として認められた場合、輸出令別表第1の1から15の項までのすべてに非該当と判定した自社製品又はこれに準ずる製品の型及び銘柄等の公表を、第5条に定める手続きによりC I S T E Cに依頼するものとする。

2 C I S T E Cは、前項の規定により公表の依頼を受けたときは、第6条に定める方法により遅滞なく公表するものとする。

(公表企業登録)

第4条 公表企業登録は、C I S T E C情報サービス・研修部（以下「公表依頼窓口」という。）に、C I S T E Cが別に定める自主判定結果公表制度公表手続（以下「公表手続」という。）で定める自主判定結果公表企業登録依頼書等を持参又は郵送する方法で行うものとする。

(公表依頼方法)

第5条 公表企業登録が認められた者（以下「公表依頼者」という。）が、公表依頼をする場合は、公表依頼窓口へ、公表手続で定める自主判定結果公表依頼書等を郵送する方法等により行うものとする。

(公表方法)

第6条 C I S T E Cは、第5条により受け付けた集積回路の型及び銘柄等について、原則として、毎月10日に重複公表等を整理し、公表リストをC I S T E Cのホームページに公表し、販売する。

2 C I S T E Cは、各地区所掌税関に公表リストを配布する。

3 公表リストに関するC I S T E Cのホームページ、書籍、CD-ROM等の著作権は、C I S T E Cに帰属する。

(閲覧及び検索)

第7条 公表リストの閲覧を希望する者は、C I S T E Cの開館時間内に受付にあるパソコン等で、無料で検索を行うものとする。

(資料要求)

第8条 公表リストに掲載された貨物の判定根拠資料を必要とする者は、必要とする具体的な理由を付記した文書により、C I S T E Cに対し、その提供を求めることができる。

2 C I S T E Cは、前項の規定により資料要求を受けた場合には、公表依頼者に対し、その旨を通知するものとする。

3 公表依頼者は、原則として、C I S T E Cを経由して同資料要求者にその資料を提供するものとする。

(疑義)

第9条 公表リストの内容に疑義ある者は、疑義ある型及び銘柄等並びにその理由を付記した文書により、C I S T E Cに対して確認を求めることができる。この場合、C I S T E Cは直ちに公表依頼者に連絡し、疑義の確認を求めるものとする。

2 公表依頼者は、C I S T E Cから確認依頼があった場合には、速やかに文書により回答するものとする。

(公表訂正)

第10条 公表依頼者は、公表リストに誤りを発見した場合は、速やかにC I S T E Cへ訂正の手続をとらなければならない。

2 C I S T E Cは、公表依頼者以外の者から公表リストの誤りを指摘されたときは直ちに公表依頼者に連絡をし、事実を確認の上、公表依頼者へ訂正の手続きを行うよう要請するものとする。

3 訂正手続は、第5条に定める公表依頼手続に準ずるものとする。

4 C I S T E Cは、訂正の依頼の受付後、その事実をC I S T E Cのホームページに公表するとともに、各地区所掌税関へ速やかに連絡するものとする。

(公表抹消)

第11条 公表依頼者は、公表依頼を行った貨物を該当と判定し直した場合は、速やかにその理由を付記した文書により、抹消手続をとらなければならない。

2 抹消手続は、第5条に定める公表依頼手続に準ずるものとする。

3 C I S T E Cは、抹消の依頼の受付後、その事実をC I S T E Cのホームページに公表するとともに、経済産業省及び各地区所掌税関へ速やかに連絡するものとする。

(一括抹消)

第12条 C I S T E Cは、次のいずれかにあたる場合、公表制度通信を通じて、一括抹消の手続を受け付ける。

一 政令等の改正により、公表リストに掲載された貨物が該当と判定される可能性がある場合。

二 製造中止など公表後相当の期間が経過し、公表の効果がなくなった場合。

2 一括抹消の手続は、第5条に定める公表依頼手続に準ずるものとする。

3 C I S T E Cは、公表依頼者が事業の廃止、解散等により日本国内に連絡先を有しなくなった等本制度の目的に照らし公表依頼を受け付けた貨物の抹消が適当であると認めるときは、その公表依頼者の公表済み貨物の一括抹消を行うことができるものとする。

4 C I S T E Cは、一括抹消の依頼の受付等を行った後、整理し、その事実をC I S T E Cのホームページに公表する。

(公表取消等)

第13条 公表依頼者が、公表対象貨物の判定に関して、処罰、制裁等を受けた場合、又は公表内容が信頼性に欠けるとC I S T E Cが判断した場合、C I S T E Cは当該企業の公表企業登録の取消又は公表済み貨物の公表の取消を行うことができる。C I S T E Cは、公表企業登録又は公表済み貨物の公表の取消を行うときは、当該企業に対し公表企業登録の取消又は公表済み貨物の公表が取り消される旨の通知を行うと共に公表済み貨物の公表が取り消される場合は、その事実をC I S T E Cのホームページに掲載し、各地区所掌税関へ速やかに連絡するものとする。

(自主判定結果公表の責任)

第14条 公表リストに掲載された貨物に関する該非判定の責任は、公表依頼者が負うものとする。

(手数料)

第15条 公表依頼者は、C I S T E Cが別途定める自主判定結果公表手数料規則（以下手数料規則という。）に基づく手数料をC I S T E Cへ納付するものとする。

2 公表リストは、C I S T E Cが有料により提供する。ただし、判定根拠資料の要求者は、手数料規則に基づく手数料及び送料実費をC I S T E Cへ納付するものとする。

3 公表依頼者は、公表リストの訂正を行う場合は、手数料規則に基づく手数料をC I S T E Cへ納付するものとする。ただし、公表リストの誤りがC I S T E Cの責めによる場合は、この限りではない。

4 公表依頼者は、公表抹消を行う場合（第13条の公表取消等の場合を含む。）は、手数料規則に基づく手数料をC I S T E Cへ納付するものとする。

5 公表依頼者が、一括抹消を行う場合は、手数料規則に基づく手数料をC I S T E Cへ納付するものとする。

附則

1. 規約は、2024年4月1日から施行する。

2. 2023年4月1日付け「自主判定結果公表規約」は廃止する。

自主判定結果公表手数料規則

2023年4月1日

自主判定結果公表手数料は、次表を適用する。

適用	条 件	賛助会員	非賛助会員
公表依頼	1 型番につき	110円	220円
訂正・ 抹消	訂正・抹消基本料	8,800円	13,200円
	訂正・抹消型番数従量料金、1 型番につき	2,200円	3,300円
重複抹消	1 型番につき	無料	無料
一部抹消	1 型番につき (政省令改正の場合)	無料	220円
	1 型番につき (製造中止等の場合)	110円	220円

※なお、第13条以外で公表型番を全部抹消する場合は、賛助会員及び非賛助会員ともに無料とする。

附則

- この規則は2023年4月1日から施行する。
- 2019年10月1日付け「自主判定結果公表手数料規則」は廃止する。